

～高収益作物次期作支援交付金のご案内～
(令和2年10月追加措置)

コロナ禍にあっても、機械や資材に既に投資を行うなど、積極的な取組を行った生産者の経営に影響が生じ取組の継続ができなくなることはないよう、**10月の運用見直しにより、交付金が減額又は交付されなくなる生産者を対象として、本交付金を見込んで既に実施した機械等の投資に対し、減額分を上限として支援します。**

1 支援対象となる生産者

本交付金の10月の運用見直しにより、**交付予定額が減額又は交付されなくなる生産者**であって、かつ、事業開始（4月30日）から10月30日^{※1}までの間に、次期作に向けて、新たに機械・施設の整備や、資材等の購入又は発注を行った生産者

※1 本追加措置の公表日。

2 支援内容

(1) 機械・施設：機械・施設の取得費（定額^{※2}）

(2) (1) 以外の取組（資材等）：掛かり増し経費^{※3}（定額^{※2}）

※2 補助額は、運用見直し前の交付予定額が上限（ただし、運用見直しにより、交付額が減額となった方は、その減額分が上限）となります。

※3 新たな資材の購入費のほか、新たに地域でまとめて取り組む資材等の経費、通常使用している資材の使用量の増加分等が対象となります。

追加措置の対象となる取組の例

①機械・施設の取得費

・機械の新たな取得費

・設備や施設の整備費

②資材等の取組の掛かり増し経費

・新たな資材の購入経費

(例) 従来使用しない肥料や土壌改良資材の購入、優良な種苗の購入・更新など

・新たに地域でまとめて取り組む資材等の経費

(交付金を契機として、産地として推進している取組に係る推奨資材等

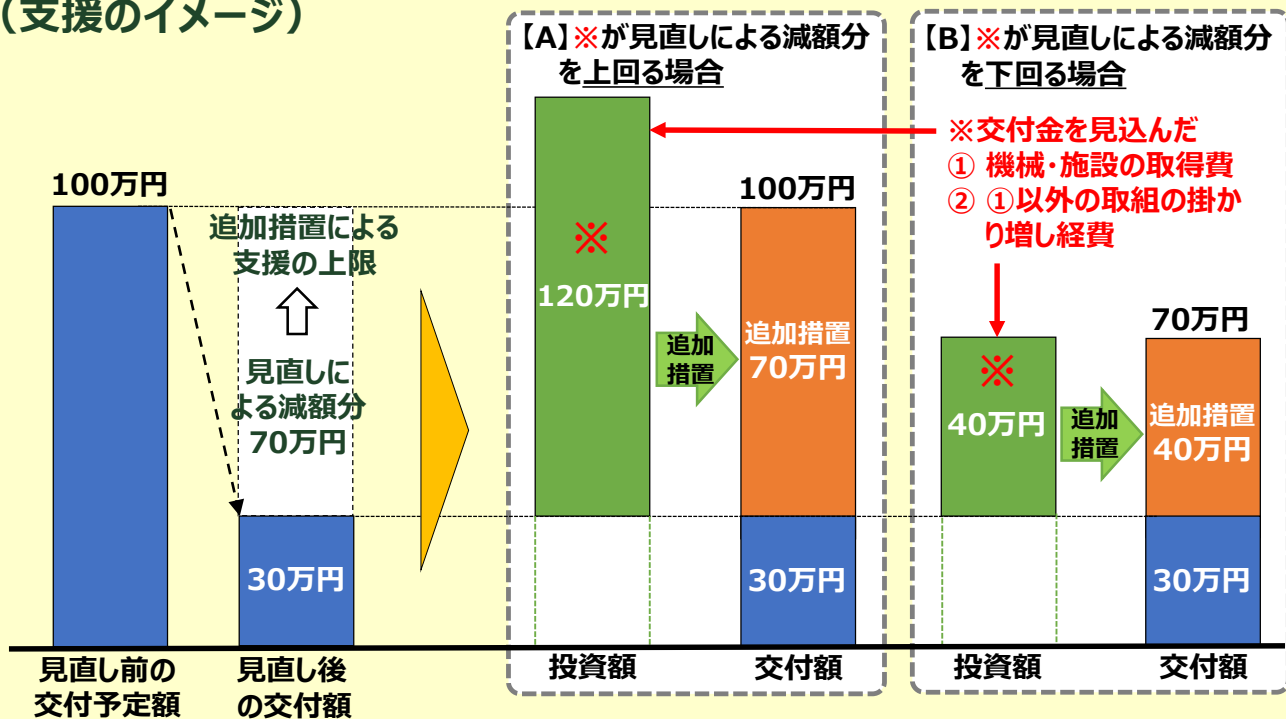
(例)

- ・品質のバラツキの解消のため、地域でまとめて特定の肥料を利用
- ・産地で決めた優良品種の種苗への切り換え
- ・土壌分析に基づき導入した土壌改良資材の利用

・通常使っている資材の使用量の増加分の経費

(例) 品質向上のための肥料の施用量の増加分

(支援のイメージ)



Q&A

(質問) 追加措置の支援を受ける場合でも、申告書の提出が必要になりますか。

(答) 追加措置に係る投資額が「運用見直し前の交付予定額」を上回った場合、「運用見直し前の交付予定額」どおりの支払いとなることから、申告書(減収額の計算など)の提出は不要となります。

(質問) 追加措置の申請に必要な書類はいつまでに提出すれば良いのですか。

(答) 農業者の皆様から事業実施主体(地域再生協議会、JA等)への書類の提出期限は、事業実施主体ごとに決められますので、ご確認ください。

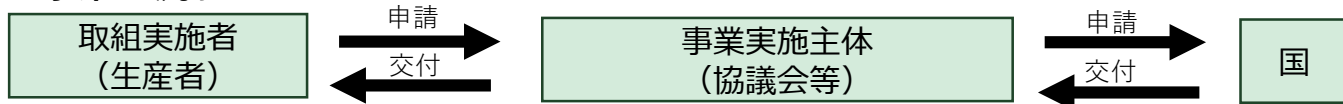
(事業実施主体への皆様へ)

農業者の皆様から書類の提出を受け、その内容を反映した事業実施計画書等を12月25日(金)までに地方農政局等へ提出願います。

※ その他のQ & Aは、農林水産省のウェブページに掲載いたします。



< 事業の流れ >



本事業に関する問い合わせ先

農林水産省 生産局 園芸作物課	☎03-6738-7423	東海農政局 生産部 園芸特産課	☎052-223-4624
北海道農政事務所 生産支援課	☎011-330-8807	近畿農政局 生産部 園芸特産課	☎075-414-9023
東北農政局 生産部 園芸特産課	☎022-221-6193	中国四国農政局 生産部 園芸特産課	☎086-224-4511
関東農政局 生産部 園芸特産課	☎048-740-0434	九州農政局 生産部 園芸特産課	☎096-300-6253
北陸農政局 生産部 園芸特産課	☎076-232-4314	沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課	☎098-866-1653